

議会運営委員会先進地視察報告書

先進地視察における調査結果について、下記のとおり報告します。

平成28年2月29日

光市議会議長 中村賢道様

光市議会 議会運営委員会

委員長 土橋啓義

副委員長 畠堀計之

議長 中村賢道

委員 磯部登志恵

委員 大田敏司

委員 中本和行

委員 西村憲治

委員 森戸芳史

事務局長 福島 東

書記 川崎裕二

記

- 1 研修年月日 平成28年2月4日（木）～2月5日（金）（1泊2日）
- 2 視察市 （1）佐賀県嬉野市
- 3 調査結果等 別紙とおり（資料含む）

議会運営委員会 調査結果

◆調査市・調査年月日

■佐賀県嬉野市 2016年2月4日（木）14：00～

◆調査項目

議会改革について

（議会活性化特別委員会・議会広報編集特別委員会について）

嬉野市議会では、「議員に市政について負託しているが、議会は政策の提言なども何もせず、単に市長の政策の追認をするだけだ」との市民からの声があったこと。また、全国的に議会改革推進の機運が高まる中で、議会、議員としての本来の職務を果たすため、議会改革を必要とし、制度づくりと実践の真摯な取り組みを明文化する議会基本条例が制定されました。

議会基本条例の立案にあたっては、平成18年1月の合併後、議員間での提案により検討を始め、平成19年7月全員協議会で学習会を開催し、その後、先進地研修（議会運営委員会視察；三重県議会・伊賀市議会、有志議員視察；会津若松市議会）、全員協議会や種々の会議で検討の後、平成20年12月議会で議会制度改革特別委員会を設置し検討を重ね、パブリックコメントや行政回覧（平成21年5月1日～20日）を行い、提出された市民からの意見について検討を行い、平成21年6月議会で「嬉野市議会基本条例」及び「嬉野市政治倫理条例」を議員提出議案として上程し、全会一致で可決し同年7月1日から施行されています。

嬉野市議会基本条例のポイントは、「市民参加」「情報公開」「議会機能強化」の3点となっています。市民参加については会議の原則公開・市民等との意見交換・議会報告会の開催（年1回以上）・政策提案の拡大、情報公開については多様な手段による情報提供・議案賛否の公表・政務活動費の領収書や視察報告書の公開、議会機能強化については政策討論の推進・研修活動推進・市長等の反問権への対応・議会に対する定例評価の実施 一等に取り組んでいます。

嬉野市議会では、全議員が議会活性化特別委員会または議会広報編集特別委員会に所属し活動しています。議会活性化特別委員会は、嬉野市議会基本条例を実践する中で、議会改革状況評価を定期的実施しており、議会外部の方から評価を受け議会としての対応をまとめ公表しています。その中で、議会基本条例は5回、委員会条例は2回、会議規則は3回の改正を行うなど継続した議会改革に取り組んでいました。

議会広報編集特別委員会は、議会だより“うれしの”を年4回（定例会毎）

を発行しています。旧嬉野町は過去、全国町村議会だよりコンクールで2位の実績があり、議会だより作成のノウハウを有していたとのことです。議会だよりは、スケジュール作成・全体構成・データ編集・写真を担当議員で実施しています。また、シンプルな文章・身近な写真・余白の活用により、市民に分かりやすさ表現を指向した紙面づくりが特徴となっています。発行は、年4回、各1万部作成し行政嘱託員により各世帯に配布されています。

一方で、議会広報編集特別委員会におけるより良い議会だよりの作成に向けた活動については、議員のスキルアップにもつながっているとのことです。

■佐賀県嬉野市

Q：委員会記録については、ホームページに掲載はしていないのか。

A：委員会記録については、要約なので、掲載していない。

Q：所管団体との意見交換会について。

A：各常任委員会で行っている。（1年に1回、2時間程度）

Q：所管団体との意見交換会が政策提言につながったことは。

A：決算審査において、各分科会の審査の中で問題点について、調査をして政策提言に結びつけている。

Q：反問権の使用は。

A：使用はない。

Q：委員会開催前に議案について、議員間で自由討議をしておられるが、どのぐらいの時間、また、効果は。

A：2時間。議案に対しての共通認識を持つため。

Q：政策提言をした結果の成果は。

A：執行部も見直しをするなどの効果はあると思う。

Q：議会報告会について参加人数の減少について、対応は。

A：会場を小学校区から公民館単位にするなど、参加しやすくしているのですが、大きな減少はない。

Q：議会報告会に若い女性の参加に対して工夫は。

A：していない。

Q：先進地視察の効果は。

A：各個人にレポートを書いてもらい、全員協議会で報告、質疑。

Q：会派制を取っていないが、議会運営委員会の構成は。

A：各常任委員会から2名ずつ。委員長と委員から。

Q：基本条例の第4条第4項の陳情、請願の提案者の説明について、事例があるか。

A：陳情について、わかりにくいものは委員会で説明を受ける。請願については、意見聴取を行っている。

Q：それは、年間、どれぐらい。

A：2、3件。

Q：基本条例に研修の充実、強化とあるが、状況は。

A：未熟と思っている。

Q：基本条例の中の事務局の強化については。

A：できていない。局長以下4名。他部署も人員削減をしているので。難しい課題。

Q：議会の予算要求については。

A：議場の改修など、要求したものはついている。

Q：議会改革の今後の方向性は。

A：各議員の資質向上、クオリティアップがキーポイント。議員の資質が上れば、執行部も上がっていく。大津市議会のBCPを参考に。

Q：政務活動費の支出について。

A：ホームページに公開している。

Q：反問権について。

A：反問権については、今後、確認権にすることも検討が必要では。

Q：定数、報酬について。

A：合併時に定数は22人。報酬が町議会並み。定数を18にすることで、報酬を市議会並みにしている。報酬額は県下では最低。

定数を16人にしたことは、近隣市町村も定数削減をしているので人口

などを勘案。

Q：基本条例を最高規範から規範に表現を変えた理由は。

A：最高という言葉に引っかかったので。

Q：会派制を取っていないが、常任委員会の構成についてどうしているのか。

A：アンケートをとって、調整。常任委員会は、同時開催。

Q：図書室の予算額は。

A：予算はない。

Q：議長選挙は立候補制か。

A：立候補制。議場で所信表明。質疑はできるが、これまでない。

Q：議会だよりについて。

A：年4回、4色刷り、24ページ。1万部作成。

事業の説明だけでなく、審議した内容の掲載、見出しの工夫など。

Q：議会だよりは、報告会の資料を兼ねているのか。

A：最初は別に資料を作成していたが、開催するうちにそのような形に。

Q：議会広報編集特別委員会と議会活性化特別委員会の役割について

A：広報広聴委員会は、議会だよりの発行。議会活性化特別委員会は議会の活性化に向けたもの。

Q：一般質問のプロジェクターの使用について。

A：議会活性化特別委員会の中で議論したことはある。検討していくことになると思う。

Q：議会だよりについて。

A：市の広報は9500部。議会だよりは10000部発行。500部の差について、議会だよりは、スーパーマーケットや施設で配布。

Q：議会だよりについて、市民の反響は。

A：わからない。アンケート等をとって調べてみる必要があると思う。

Q：費用弁償について

A：予算は、5万5千円

Q：議会だよりの編集について

A：議員だけで作成している。嬉野町時代からなので、抵抗はない。



◆所感

土橋委員長

嬉野市議会の議会改革の取り組みについて、研修をいたしました。

嬉野市議会では、平成21年7月から、議会基本条例を施行されています。他の市議会では、議会基本条例を制定しても制定をただで、内容が伴っていない事例もありますが、嬉野市議会では、積極的に議会改革を進めておられました。

議会広報編集特別委員会と議会活性化特別委員会のどちらかに議員が所属をし、議会広報編集特別委員会において議会だよりの作成、議会活性化特別

委員会による議会報告会の開催などに取り組んでおられました。

各議員の資質の向上が、議会改革の要であるとのことであり、それが議会全体の資質の向上につながり、それに合わせて執行部も向上が図られるとのことでした。

基本条例をもとに議会改革の状況評価にも取り組んでおられました。

嬉野市議会の先進事例を参考に、光市議会においても議会基本条例をより実のあるものにして、議会改革に取り組んでいくことを再認識しました。

畠堀副委員長

嬉野市議会では、先行事例を研究し議会基本条例を全般的に網羅したフルセット型での制定が行われており、条例に掲げるメニューの中から優先順位をもって個別の議会改革に取り組んでいます。とりわけ議会だよりは、旧嬉野町の際からの広報活動のノウハウを活かして、市民に親しみやすさ紙面づくりを議員中心に取り組んでいました。

この議会だよりの作成については、議員を中心に構成から原稿作成、割り付けまでを議員で担当しており、作業の進め方など、参考になりました。

また、議場システムの改修（初期投資約2,000万円、維持費約150万円）としてインターネット配信、議案賛否のタッチパネルシステム導入、大型モニター設置や、議会報告会の年2回開催などに重点をおいた取組みが行われていました。

光市議会では基本条例の実践に向けて個別課題として、「請願者又は陳情者の意見陳述」「政策討論」「調査研究機関と検討会」「議員研修会」「議会事務局の強化」「議会図書室の在り方」などを掲げており、それらの課題について嬉野市議会では具体的な取り組みには至っていませんでしたが、考え方など意見交換することができ参考となりました。

中村議長

嬉野市議会は、議会改革の取り組みについては、全国的にも先進議会であります。特に、議会基本条例、議会報告会には力を入れていました。基本条例の要点は、

- (1) 市民参加 → ・ 会議を原則公開
 - ・ 市民との意見交換
 - ・ 議会報告会は年1回以上
- (2) 情報公開 → ・ 議案の賛否を公表する
 - ・ 政務活動費の領収書、視察報告書を公開する
- (3) 議会機能強化 → ・ 政策討論の推進

・市長等の反問権への対応等

以上3点

上記の様に取り組んでいました。

特に感じたのは、全議員が、議会活性化特別委員会また議会広報編集特別委員会に属していることでもあります。また、議会報告会も、回数を重ねるにつれ、段々と少なくなってきたので、小学校区から、また、小さな所に足を運ばなければと工夫している所も見えました。光市議会も、この4月から、議会基本条例が施行されます。議会における最高規範として、しっかり進めて参りたいと思っています。

磯部委員

嬉野市議会は、全国的にも議会改革のランクが上位に位置する議会で、3年前にも会派で伺った経緯があります。その当時の視察内容も再確認し、進捗状況も含めた具体的な内容を教えて頂きました。特に、議会報告会へより多くの参加者を募るため、消防団や婦人会、各団体のみなさんへのお声掛けなど、あらゆる努力をされている点は取り入れるべきと感じました。それでもまだ若い世代、特に女性の参加者は少なく、今後は、多くの世代の方が気軽に参加できる手法も必要と痛感しました。

さらに、議会編集特別委員会と議会活性化特別委員会の2つに分け、全議員がどちらかに所属し、任期半分で交代するという点は、非常に重要と考えます。光市議会においても、今まさに検討中の課題でもあるため、全議員が取り組める組織とし、改革先行型で行ってきたものを充実するチャンスだと感じた。

大田委員

嬉野市議会は、議会改革や議会基本条例・議会広報誌では先進地であり実践的に進められています。

議会報告会も先進的に開催をされておられ、近年ではマンネリ化から脱却する一途として、消防団とかPTAなどに声かけをされ、市議会のことを、いかにして一人でも多くの市民の皆様に理解をしてもらうための努力をされてきました。

また、基本条例も常に見直しをされ、改定をされるなど、その都度、早めに対応をされています。

また、議会広報誌も小学4年生が読んで理解が出来るような文章や表現を目指して取り組んでいました。

光市もこの4月に議会基本条例の施行を控えていますが、この光市の議会基本条例をしっかり実践していきたいと思っています。

中本委員

嬉野市は、平成18年に2町の合併により市制が施行され佐賀県の南部に位置し、人口約27,000人のまちです。

歴史ある「日本三大の美肌の湯」として栄えた。又、特産品として、「うれしの茶」も有名です。

平成18年1月の合併の後に各議員からの提案があり検討が始められました。そして、議会運営委員会又、会派などによる先進地の視察研修し、議会を重ねた後に議会制度改革特別委員会を設置し、議会基本条例の制定に向けて検討されていました。又、パブリックコメントを行い市民から募集した、意見も参考にして検討が行われていました。平成21年の6月議会において、議会基本条例と政治倫理条例を議員提出議案として上程し、全会一致で可決し7月より施行されています。

議会基本条例の3つのポイントは、「市民参加」「情報公開」「議会機能強化」を基に「議員とかたろう会」を年1回以上開催して、直接市民との対話を重視し政策提案に努められています。情報公開にも本会議のインターネットによるライブ中継の配信等様々な手段での情報提供、うれしの議会だよりも議員自ら発行、手作りに感心致しました。

すでに光市は、改革先行で最終形態が条例という形になり多く取り組んで来ました。「議員が変われば議会が変わる。議会が変われば行政も変わる。行政が変われば嬉野も変わる」この言葉を心にとめて頑張ります。今回の視察で学んだ事を活かしていきたいと思いました。

西村委員

説明議員の情熱は強く感じました。

沢山の委員長議員が参加し意欲を感じました。

議会だよりの作成は、工夫が見られ、これを議会報告会の説明資料として活用するのは良い取り組みと感じました。

<総括>

議員削減（18人から16人へ）の取り組みは、当然のことですが、敬意を表するものです。

森戸委員

嬉野市議会と光市議会の議会改革の取組を比較し光市で導入されていないものは

- (1) 議案を全てネットで公開
- (2) 本会議のインターネット中継
- (3) 常任委員会による政策討論会の開催で政策提言書を市長に提出
- (4) 文書による休会中の質問制度
- (5) 政務活動費のネット公開

が挙げられます。

(1) については光でも行う必要があり現在検討中です

(2) に関しては多くの方が見にくいようです。

(3) については参考になりました。

(4) は提案しましたが、受け入れられませんでした。

(5) については現在協議中です。

今後の参考とします。